

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成30年6月21日(2018.6.21)

【公開番号】特開2017-28603(P2017-28603A)

【公開日】平成29年2月2日(2017.2.2)

【年通号数】公開・登録公報2017-005

【出願番号】特願2015-147565(P2015-147565)

【国際特許分類】

H 04 R 1/40 (2006.01)

H 04 R 3/00 (2006.01)

【F I】

H 04 R 1/40 3 2 0 A

H 04 R 3/00 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成30年4月17日(2018.4.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

図3は、図2の構成に、各マイクロホンユニット10, 20, 25, 30の指向特性を表すパターンや、各マイクロホンユニット10, 20, 25, 30の位置関係を表す基準線などを加えた図である。図5は、図4に対応して上記指向特性のパターンや基準線などを加えた斜視図である。図3及び図5に示すように、無指向性マイクロホンユニット10及び双指向性マイクロホンユニット20, 25は、下側ケース15及び基板21の中心点から120度の間隔で放射状に延びる直線上に各々のユニットの中心部が位置するように、配置されている。また、この例では、これら3つのマイクロホンユニット10, 20, 25は、基板21の中心点(1の点)250を中心とする円周上に各ユニットの中心部が位置するように、一平面上に配置されている。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

さらに、双指向性マイクロホンユニット20及び25は、基板21の中心点から無指向性マイクロホンユニット10の中心部を通る基準線に対して各々120度の角度で放射状に延びる直線上に各々の指向軸が位置するように、配置されている。したがって、双指向性マイクロホンユニット20及び25は、基板21の中心点(1の点)250を通り周方向の間隔が120度で放射状に延びる二つの直線上に各々の指向軸が位置するように、基板21上に固定設置されている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

他方、第3の双指向性マイクロホンユニットとしての双指向性マイクロホンユニット30は、基板21の中心点250上に配置されている。また、双指向性マイクロホンユニット30は、その指向軸が双指向性マイクロホンユニット20及び25の指向軸に直交するように配置されている。具体的には、双指向性マイクロホンユニット20及び25の指向軸は基板21に並行であり、これに対して、双指向性マイクロホンユニット30は、その指向軸が基板21の垂直方向下側を向くように配置されている。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

図1、図3乃至図7、及び実測データを示す図8(a), (b)から分かるように、無指向性マイクロホンユニット10は、全方位の音源を均一に捉える性質を有する。他方、図1、図3乃至図7、及び実測データを示す図9(a), (b)から分かるように、双指向性マイクロホンユニット20, 25, 30は、それぞれのユニットにおける正面(0deg)とその反対側(180deg)の前後2方向の音源を強く捉える性質を有する。加えて、双指向性マイクロホンユニット20, 25, 30は、横方向(90deg)からの音源は捉えにくい性質を有する。

【手続補正5】

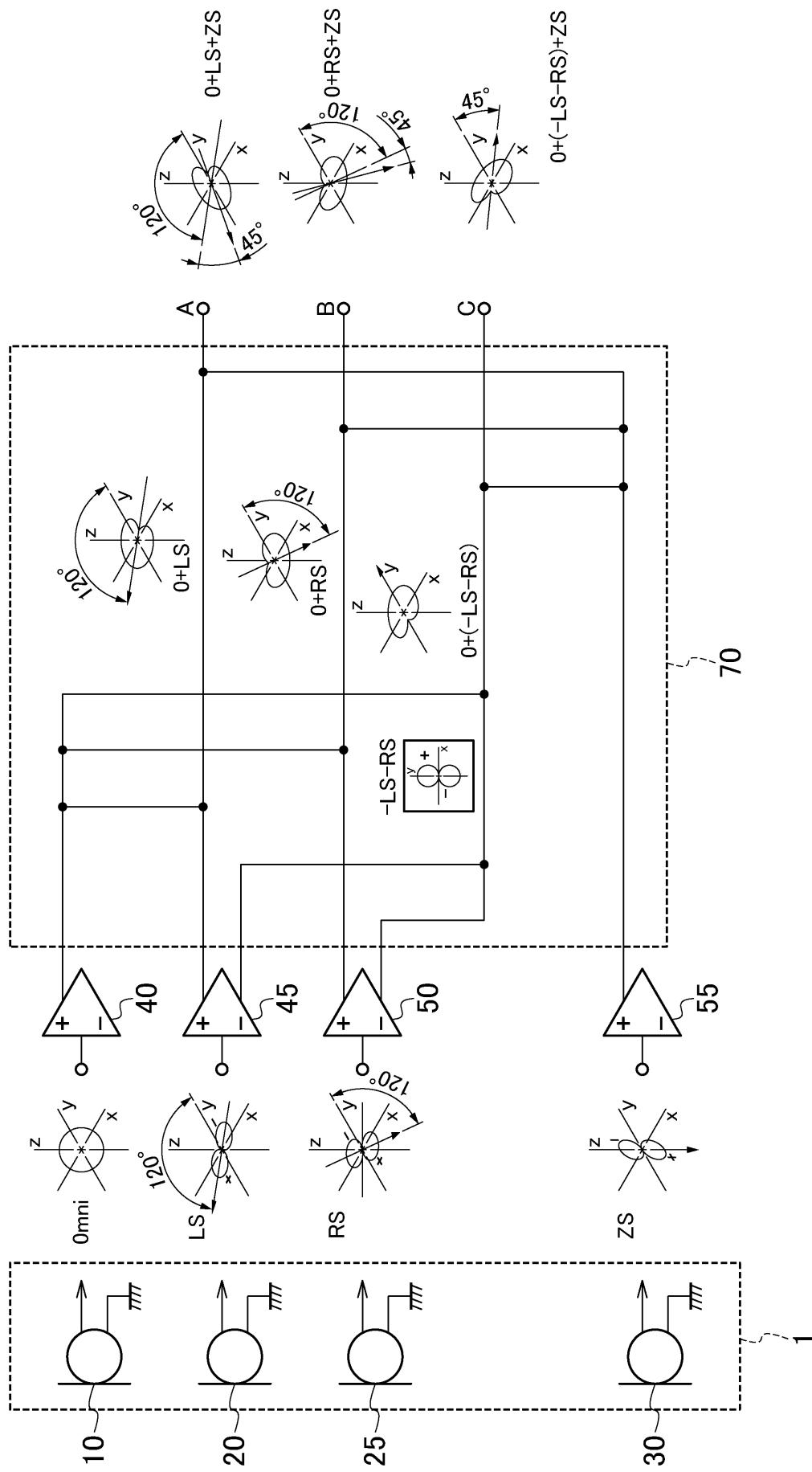
【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図 1】



【手続補正6】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図3】

